

相殺関税に関する政令及び不当廉売関税に関する政令の
一部を改正する政令案要綱

1. 相殺関税及び不当廉売関税の課税の求め等にかかる団体の構成員に関する要件を緩和する。（相殺関税に関する政令第3条及び不当廉売関税に関する政令第5条関係）
2. この政令は、平成28年5月1日から施行することとする。